「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱(中部エリア)」等の変更について

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱(中部エリア)」および「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」(以下、あわせて「契約要綱等」といいます。)を、2025年4月1日より変更いたします。

つきましては、契約要綱等の変更概要について、以下のとおりお知らせいたします。 なお、すでにご契約いただいているお客さまについても、変更後の契約要綱等を適用いたします。

<変更概要>

1 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱(中部エリア)

項番	項目	概 要
19		代理制御調整金等が発生し料金等が負の値となる場合、従来
	料金および料金等の支払い	どおり翌月以降の料金等から差し引くことを原則としつつ、
	ならびに支払期日	当社が必要と認めた場合に発電者さまから直接お支払いい
		ただくことに規定を変更しました。

2 再生可能エネルギー等からの電力購入単価

項 番	項目	概 要
2	料金	当社が調整料金単価を見直す場合の参照する事業者を明確化いたしました。

以 上